

日本レコード協会規格

RIS 503 別冊 -2023

ISRC 付番規則

2021年 1月 1日改正

2023年 8月 15日改正

一般社団法人 日本レコード協会

日本レコード協会規格
RIS 503 別冊-2023
ISRC 付番規則

1. 目的.....	2
2. 実践ガイド.....	2
2.1. 原則	2
2.2. リミックス/リマスタリング 等.....	3
2.3. 年次コード	4
2.4. レコーディング番号.....	4
2.5. レコーディングの権利者と ISRC	4
2.6. 音楽ビデオレコーディング	5
3. ISRC のエンコード	6
3.1. CD	7
3.2. DVD-Video	7
3.3. ブルーレイディスク™(Blu-ray Disc™)	7
3.4. Super Audio CD	7
3.5. その他のアナログ媒体.....	7
3.6. 電子配信音楽 等	7
4. 付録.....	8
4.1. プレフィックスコード(旧国名コード)一覧.....	8
4.2. プレフィックスコード(旧登録者コード)一覧.....	8
4.3. ISRC マネージャー一覧.....	8
5. 原案作成委員会.....	9

1. 目的

この別冊規程は、国際標準レコーディングコード (ISRC) (RIS 503) の内容を補足するものである。

2. 実践ガイド

この項目は、RIS 503 第 3 項「ISRC の基本原則」の補則である。

2.1. 原則

2.1.1. 固有の ISRC

異なる個々のレコーディングには、固有の ISRC が付番されなければならない。

- 例：
- 音楽(ライブレコーディング, スタジオレコーディング)
 - 音楽ビデオ(ビデオクリップ, プロモーションビデオ, ライブビデオ)
 - ラジオドラマ
 - 落語
 - ライブの MC トラック
 - 波の音
 - カラオケレッスンの歌唱指導トラック

2.1.2. 創作的変更

既存のレコーディングであっても、創作的な意図により変更が加えられた場合、すべての異なるトラックに個別の ISRC を割り当てなくてはならない。ただし、既存のレコーディングに変更を加えることなく再使用する場合には、既に割り当てられている ISRC が再度使用される。

例： ISRC JP-RJ0-03-01234	オリジナルレコーディング
ISRC JP-RJ0-03-01235	カラオケバージョン
ISRC JP-RJ0-03-01236	一部をリピート・カットしたバージョン
ISRC JP-RJ0-03-01237	ナレーションや SE が加えられたバージョン
ISRC JP-RJ0-03-01238	ピッチを1%上げたバージョン

2.1.3. 個別の利用

トラック等で区切られており、個別に利用可能なレコーディングには、それぞれに固有の ISRC を付番する。

- 例：
- クラシック音楽の各楽章
 - 隠しトラック
 - インターロード(曲間によく見られる, 音楽や話し声を含む短いトラック)
 - インタビュー

2.1.4. 再使用の不可

レコーディングの一義的で明瞭な識別を確保するため、一度割り当てられた ISRC はいかなる事情があっても再使用することはできない。技術的エラーが原因で誤った付番が行われた場合、その番号は使用可能な番号のリストから削除し、別のレコーディングに付番してはなら

ない。

ISRC ユーザー(登録者)は、国内 ISRC 登録代行機関及び関連取引先に、上記に従って削除された番号と誤って番号が付番された音源を通知しなくてはならない。

2.1.5. 発売形態の非依存

レコーディングに変更が加えられない限り、発売形態(媒体, 装丁, 価格等)には関係なく、付番された ISRC は不変であり、新しい ISRC を付番してはならない。

- 例:
- シングル CD に収録してリリースしたレコーディングを、変更を加えずにアルバム CD に収録してリリースする場合。
 - CD に収録してリリースしたレコーディングを、媒体特性に合わせるためだけに、リマスタリング時に EQ・COMP 処理をし、別形態(ハイRez配信, LP 等)に収録してリリースした場合。

2.2. リミックス/リマスタリング 等

2.2.1. リミックス/ミックスバージョン違い

ひとつのレコーディングのリミックス, ミックスバージョン違いの場合, コンテンツの構成要素に変更が加えられているので, それぞれに異なる ISRC を付番することが望ましい。ISRC ユーザー(登録者)は, 参考情報としてリミックス等作成に使用したオリジナルレコーディングの ISRC についても記録を残しておくことが音源の管理上の利便性に照らして望ましい。

またリミックスによってレコーディングの内容に変更があった場合は, そのレコーディングをバージョン違いと見なして異なる ISRC を付番する。以下にバージョン違いと見なせる例を示す。

- 例:
- 歌詞, 楽曲, 演奏などに変更が加えられたレコーディングの場合。
 - 歌詞, 楽曲などの変更がない別レコーディング(別演奏)の場合。
 - ボーカル曲から歌や台詞等を抜いて, カラオケやインストを作成した場合。
 - トラックの構成要素のレベルバランスを調整した場合。
 - 楽曲の一部をカットするなど, 編集が行われた場合。
 - あるトラックをマルチチャンネル・リミックス, あるいは, イマーシブ・リミックスした場合。
 - 古いレコーディングに創作的変更を加えて異なるレコーディングを制作した場合。

2.2.2. リマスタリング

大幅なノイズ除去などの音源修復を行わず, EQ コンプなどによる音質調整のリマスタリングをする場合, コンテンツの構成要素に変更はなく, 全体のクオリティ上の変更となるため異なる ISRC を付番しないことが望ましい。

- 例:
- 全体の音量のレベルを調整した場合

2.2.3. 歴史的レコーディングの修復

リマスタリングや編集の技術によって、歴史的レコーディングの音質修復を行った場合、処理されたレコーディングはオリジナルとは別バージョンと考えられるため、新しい ISRC を付番しても良い。

2.2.4. 演奏時間の変更

- レコーディングの演奏時間に変更された場合には、新しい ISRC を付番することが望ましい。ただし、以下の場合はこの限りではない。測定方法の違いやフェード変更が原因で発生した演奏時間の誤差が10秒以内であり、
- 権利の管理に何ら影響を及ぼさず、
- 演奏時間の変更が創作的意図によるものではない場合。

2.3. 年次コード

「ユーザー発行・管理プラン」ユーザー及び「ISRC マネージャー発行・管理プラン」ユーザーによる ISRC 付番に際し、年次コードはユーザー（登録者）及び ISRC マネージャーが付与しなければならない。

なお、年次コードは著作隣接権の保護開始年を示すものではない。

- ※ 旧運用基準では、レコーディングのオリジナルマスタ完成年の西暦年下2桁を年次コードとしていたが、現在は国際的にこのような運用は行われていない。
- ※ 旧運用基準下においても、1940年以前の年度は使用しないよう推奨されていたため、ISRC システム上での“2000年問題”は2040年まで発生しない。

2.3.1. 既存のレコーディング

ISRC が付番されていなかったレコーディングには、再発売のときまでに、レコーディングの現在の権利者が ISRC を付番する。

2.3.2. 著作権保護期間が過ぎたレコーディング

国によって著作権保護期間が異なる場合や、法改正により保護期間が延長される場合も想定し得るため、著作権保護期間が過ぎたレコーディングにも ISRC を付番しなくてはならない。

2.4. レコーディング番号

「ユーザー発行・管理プラン」ユーザー及び「ISRC マネージャー発行・管理プラン」ユーザーによる ISRC 付番に際し、レコーディング番号はユーザー（登録者）及び ISRC マネージャーが付与しなければならない。

レコーディング番号は、年次コードによって示される同一年の中で重複して付与してはならない。“00001”から連続して付与することが望ましいが、将来 ISRC が重複する可能性がない限り、製作者は5桁のレコーディング番号の形式に則った他の方式を使用しても差し支えない。

2.5. レコーディングの権利者と ISRC

2.5.1. ライセンスされたレコーディング

ISRC ユーザーでない国内のレコーディングの権利者(ライセンサー)から、ISRC が付番されていないレコーディングのライセンスを受けたとき、ライセンシーが「ユーザー発行・管理プラン」ユーザーである場合、原則として、ライセンシーが ISRC を付番し、ライセンサーに ISRC を通知する。

ただし、上記以外の場合は、ライセンシーが当該レコーディングに ISRC を付番することはできない。

なお、国外のライセンサーから、ISRC が付番されていないレコーディングのライセンスを受けた場合は、ライセンシーが当該レコーディングに ISRC を付番することはできない。

2.5.2. 売却・譲渡されたレコーディング

そのレコーディングが売却・譲渡されても、一度付番された ISRC は不変のまま保持されなくてはならない。

2.5.3. 共有レコーディング

ひとつのレコーディングを複数の権利者で共有する場合、どちらの責任でそのレコーディングに ISRC を付番するかについて同意しておかなくてはならない。

2.5.4. メドレー

ISRC は、トラックで区切られたレコーディングを識別するためのコードであり、そのものがレコーディングの権利者を示すものではない。1つのトラックに複数の音楽作品が含まれている場合にも、レコーディングとしては1つであるので、ISRC は1つしか付番されず、また物理的にも1つしかエンコードできない。ただし、メドレーに含まれる曲を切り出して別のメディアで再使用する際は、切り出した部分に新たな ISRC を付番しても良い。

2.6. 音楽ビデオレコーディング

ビデオクリップ、プロモーションビデオ、コンサート映像等がこれに含まれる。音楽ビデオレコーディングのオーディオ部分にすでに ISRC が割り当てられている場合でも、新しい ISRC を付番する必要がある。なお、同一オーディオレコーディングで異なる音楽ビデオを作成した場合は、個別の ISRC を付番する。編集やテロップの追加など、映像の構成要素に変更がある場合も、異なる ISRC を付番する必要がある。ユーザー(登録者)は、参考情報として基となるオリジナルレコーディングの ISRC についても記録を残しておくことが音源の管理上の利便性に照らして望ましい。

音楽ビデオレコーディングに ISRC を付番する際は、音楽ビデオレコーディング用に割り当てられたプレフィックスコードを用いなくてはならない。

2.6.1. コンサート映像

ブルーレイディスク™(Blu-ray Disc™)や DVD-Video 等のデジタル媒体に収録するコンサート映像は、少なくともチャプター等で区切られた単位で固有の ISRC を付番する。なお、一部分のみが、オーディオレコーディング、音楽ビデオレコーディング、もしくはその他のビデオ著作物として利用可能な場合には、その部分をチャプター等で区切り、固有の ISRC

を割り当てることが望ましい。

2.6.2. 関連の映像著作物

音楽ビデオ以外の一般映像著作物には、通常 ISAN (International Standard Audiovisual Number) が適用される。ただし、音楽の実演がコンテンツの主要部分を構成していない素材(例:インタビュー、ドキュメンタリー)であっても、オーディオレコーディングと音楽ビデオレコーディングに密接な関連がある素材については、その識別のために ISRC を適用することができる。

これらに ISRC を付番した場合、それらが音楽ビデオ以外の映像著作物であることを明確に識別しておく必要がある。

2.6.3. イマーシブ・ミックスや HDR ビデオを組み込んだ音楽ビデオレコーディング

2ch ステレオ・オーディオとアトモス・オーディオ等のイマーシブ・オーディオはミックスが異なるので、別々の ISRC を付番することが望ましい。

音楽ビデオレコーディングのうち、同一オーディオレコーディング・同一映像の場合は、HD ビデオ及び 4K ビデオには異なる ISRC を付番してはならない。一方、4K HDR ビデオには新たな ISRC を付番することが望ましい。

例： • HD(高精細度)ビデオや 4K 解像度ビデオから、同一内容の 4K HDR ビデオへと解像度を変更した場合。

	HDビデオ	4Kビデオ	4K HDR ビデオ
ステレオ・オーディオ	ISRC 1	ISRC 1	ISRC 3
アトモス・オーディオ	ISRC 2	ISRC 2	ISRC 4

3. ISRC のエンコード

ISRC は、使用されるデジタル音楽媒体に、その仕様に基づいて、マスタリング又はオーサリングの段階でエンコードすることが望ましい。その場合は、当該レコーディングに付番した ISRC 以外の文字列を記録してはならない。

エンコード:媒体の仕様に従って、デジタル方式でデータを付加すること。

- ※ 国際規格 (ISO 3901) 制定当初、ISRC は放送局が CD 等の媒体から読み取って楽曲利用報告に使用することが想定されていたため、媒体へのエンコードが製作者の責務のひとつとされた。しかし、技術が発達した現在、別の技術的手法による放送利用実績と ISRC を関連付けた報告方法が確立されつつあり、国内・国外ともに媒体から ISRC を読み取る利用モデルは想定できない状況にある。また、媒体への ISRC エンコードは製作者に少なからぬ負担をかけることから、エンコードの責務については国際規格でも見直しが見込まれている。かかる状況を踏まえ、日本においても媒体への ISRC のエンコードを必須としていた従来の規定を見直し、各自の事情に合わせて製作者自身が媒体へのエンコードの可否を決定できるものとする。ただし、媒体へのエンコードを中止することにより新規レコーディングに対する ISRC 付番が疎かになることがないように、管理責任者には、社内

における ISRC の意義・目的の再徹底と、必要に応じて適切な付番を担保するための社内ルールを整備することが求められる。

3.1. CD

ISRC や PQ データは、マスタリング時にディスクのサブコード(Q チャンネル)に固定される。そのため、各トラックへの ISRC をはじめ、デジタルコピー禁止フラグ及び JAN コード等の販売用コードのエンコードは、マスタリングの際に行わなくてはならない。

3.2. DVD-Video

ISRC は、オーサリングシステムを用いて、オーディオストリームのプライベートヘッダに固定される。複数のオーディオストリームに異なるレコーディングを収録する場合は、それぞれに一義的な ISRC を付番・設定することが望ましい。ISRC はオーサリングの段階で、オーディオストリーム毎に設定する。

3.3. ブルーレイディスク™(Blu-ray Disc™)

ISRC は、オーサリングシステムによって固定される。複数のオーディオストリームに異なるレコーディングを収録する場合は、それぞれに一義的な ISRC を付番・設定することが望ましい。ISRC はオーサリングの段階で、オーディオストリーム毎に設定する。

3.4. Super Audio CD

ISRC とジャンルリストは TOC エリアにまとめて記録される。

3.5. その他のアナログ媒体

アナログ媒体では、ISRC 情報を収容する場所は特に用意されていない。

3.6. 電子配信音楽 等

ISRC のエンコーディングは、可能な限り安全かつ永続的なものにする必要があり、例えば、電子透かし、フィンガープリント、電子タグ及びその他の技術で行うことができる。

4. 付録

4.1. プレフィックスコード(旧国名コード)一覧

最新のプレフィックスコード(旧国名コード)一覧は、[ISRC サイト](#)を参照すること。

4.2. プレフィックスコード(旧登録者コード)一覧

最新の日本国内 ISRC プレフィックスコード(旧登録者コード)一覧は、[ISRC サイト](#)を参照すること。

4.3. ISRC マネージャー一覧

最新の日本国内 ISRC マネージャー一覧は、[ISRC サイト](#)を参照すること。

5. 原案作成委員会

この規格の原案作成は、情報・技術連絡会が担当した。

情報・技術連絡会 構成表

	氏 名	所 属
(幹 事)	川 崎 義 博	株式会社ポニーキャニオン 経営本部 クリエイティブ進行部
(委 員)	冬 木 真 吾	日本コロムビア株式会社 A&C 本部 スタジオ技術部
	谷 口 誠	ビクターエンタテインメント株式会社 制作管理部 デジタル技術グループ
	佐 藤 雅 信	キングレコード株式会社 管理本部 制作推進部
	藤 本 祐 二	株式会社テイチクエンタテインメント マーケティング本部 デジタルマーケティング部
	高 木 忠	ユニバーサル ミュージック合同会社 コマーシャル・オペレーションズ本部 スタジオ&アーカイブ部
	武 田 祐 司	日本クラウン株式会社 業務本部 商品管理部
	二 宮 慎 吾	株式会社徳間ジャパンコミュニケーションズ マーケティング本部開発営業部デジタルセールスグループ
	中 山 博 文	株式会社ソニー・ミュージックソリューションズ パッケージソリューションカンパニー ソニー・ミュージックスタジオ
	鳥 越 久実子	株式会社ソニー・ミュージックソリューションズ パッケージソリューションカンパニー
	前 田 千 夏	株式会社ワーナーミュージック・ジャパン 業務部進行・Vision グループ
	中 島 和 義	エイベックス・エンタテインメント株式会社 デジタルマーケティンググループ
	石 田 昌 也	エイベックス・エンタテインメント株式会社 第2事業支援グループ商品管理ユニット
	佐 藤 由 児	株式会社ヤマハミュージックコミュニケーションズ 制作宣伝グループ
(事務局)	丹 野 祐 子	一般社団法人日本レコード協会 企画・広報部
	渡 部 智 子	一般社団法人日本レコード協会 企画・広報部
	菊 池 則 行	一般社団法人日本レコード協会 企画・広報部
	島 野 玲 那	一般社団法人日本レコード協会 企画・広報部
	岩 上 ら ん	一般社団法人日本レコード協会 企画・広報部